

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	1077	1077030	210010	防衛施設庁による補助事業対象要件の拡大	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条による民政安定事業にかかる補助事業の規制緩和	地域住民が広く学習・研修を通じて交流をはかる場としての複合施設建設により生涯学習が推進される。	防衛施設庁における補助判断は、現在施設を有する一定区域との判断の上において行政区域全体の障害をたいしては対象外とされている。しかし実体は、行政区域全体にわたり障害の影響は有り自治体全域への見解に拡大緩和すべきものである。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条	法第8条に基づき、防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活等が阻害されていると認められる場合には、生活環境施設等の整備を助成しており、これまで、法施行令第12条第13項に基づき、「一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設」の整備を助成しているところである。 なお、法第9条第1項に基づく特定防衛施設関連市町村においては、行政運行上の支障の度合いが著しいことから、法第8条に基づく個別的な民生安定施設の助成のほか、別途の施策が必要となることから、同条第2項に基づき、国(防衛施設庁)は、原因者の立場において、当該市町村が行う生活環境等整備の一環としての公共施設等の整備につき、その一助となるよう特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付しているところである。	5		行政区域全体にわたり、防衛施設の設置・運用により住民の生活等の阻害が認められる場合には、法第8条に基づく助成措置を講ずる。				
天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	1077	1077040	210020	防衛施設周辺整備事業に係る採択要件の拡充・緩和	防衛施設設置地区だけの採択であったが村内一円で事業採択が可能となる	消防施設・設備の整備を行う。	事業採択地区の湯本地区で火災・災害等が発生すれば、村内全地区から消防団員が出勤するが、現状では事業の採択が湯本地区だけとなっているため、同じ村内の中でも施設整備に格差が出ている。この格差を解消するためには、村全体を一つの地区として、整備を図ることが必要である。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条	法第8条に基づき、防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活等が阻害されていると認められる場合には、生活環境施設等の整備を助成しており、これまで、法施行令第12条第7項に基づき、「消防施設」の整備を助成しているところである。 なお、法第9条第1項に基づく特定防衛施設関連市町村においては、行政運行上の支障の度合いが著しいことから、法第8条に基づく個別的な民生安定施設の助成のほか、別途の施策が必要となることから、同条第2項に基づき、国(防衛施設庁)は、原因者の立場において、当該市町村が行う生活環境等整備の一環としての公共施設等の整備につき、その一助となるよう特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付しているところである。	5		行政区域全体にわたり、防衛施設の設置・運用により住民の生活等の阻害が認められる場合には、法第8条に基づく助成措置を講ずる。				
非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	3045	3045030	210030	自衛隊採用の航空要員は民間自衛隊からの要請	民間が養成した自家用操縦士を自衛隊で採用する。そうすれば初期段階の教育機関の短縮と操縦士としての適性を採用以前に判断することができ無駄な経費の削減につながる。	我が国のGAは非常に脆弱で、そのために航空の底辺も非常に小さい。特に交通関係では養成期間が発達しない分野の発展は有り得ない。自衛隊の航空要員を民間からにして買えば航空の底辺も発展に多分に寄与する。我が国の自動車の発展等自動車学校の存在が大きく寄与していると思う。現在のGAの世界ではコースが非常に小さいため、ぜひ自衛隊航空要員の養成を民間からにしてほしい。互いのメリットには計り知れないものがあると思う。	一つにすべて自衛隊側の決断に係っている。民間事業者の間では自家用操縦士の養成はほぼそそげではあるが行われていない。要はコースの問題だけである。海外では経営の節減と養成期間の短縮のため民間養成が多いと聞く。ぜひ我が国も同じように考えてほしい。	自衛隊法施行規則第23条第2項 自衛隊の採用の基準に関する訓令 航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令	自衛官の採用の基準に関する訓令第1条及び第2条の規定に基づき、民間が養成した自家用操縦士免許取得者を操縦要員として公募採用するにあたっては、所要の通達等の改正等を行うことが必要。	3		自衛隊機の操縦要員については、高度かつ専門的な操縦技能を必要としており、その養成については、約3000~3500時間程度の飛行教育を実施するとともに、素養教育等も含め、航空学生の場合、約6年をかけて行っているところである。 しかしながら、自家用操縦士免許については、約40時間程度の飛行教育により取得可能であることから、当該免許を取得していたとしても、自衛隊機の操縦要員として任務を遂行することは困難であるのみならず、養成期間の短縮等の効果についても限定的であると考えられる。 したがって、自家用操縦士免許取得者を採用したとしても、航空学生等とは同様の教育訓練を実施することが必要であると考えられることから、単に自家用操縦士免許を有していることをもって、操縦要員として公募採用することは適切ではない。 また、将来の操縦要員候補者については、将来の操縦要員たる自衛官に相応しい資質・適性・素養を有していることが必要であることから、航空学生制度等を設け、幅広く希望者を公募し、航空学生試験等を行い、選考・採用しているところであり、自家用操縦士免許取得者に限定することは、優秀な人材を確保する上で適切ではない。				
愛知医科大学高度救命救急センター	愛知ドクターヘリ特区	3106	3106010	210040	自衛隊医療関係者のドクターヘリ現場での実習	自衛隊医療関係者が治療室の外での実際の現場での実習の機会が無いと判断し好意で申し出る者です。合わせて来るべき東海・東南海地震の時の自衛隊医療関係者とのアライアンスのため日頃からの連携を図ろうとするものです。	当基地は高度救命救急センターのため一般救命救急センターよりは恵まれている。労働災害や交通事故の現場に直行する現場救急の出動が大半を占めつつある。我が国では実戦を想定した自習はここしか望めない。もし望まれるなら受け入れるし事後検証会にも参加し議論に加わってもらいたい。どのような形で地震等の大災害時自衛隊との連携がなるか現時点では不明だが日頃からの連携は望むところ。	我が国の国際環境は実戦も想定され厳しさを増している。自衛隊医療関係者に実戦に最も近い実習場所は労働災害や交通事故の現場であるので対応場面を提供しようとする者である。	自衛隊医官等の救急医療の研修は、現在、国立東京災害医療センター等にて実施されておらず、かかる研修のために隊員を派遣する場合、法令の特段の規制はないものと承知。	8(理由：現状において提案を規制する法令等は存在しない。)		現状でも自衛隊以外の施設において必要があれば医療に関する研修を行っているところである。このため制度上の制約は何ら存在しない。本件は、この提案の有無に関わらず、自衛隊と提案者の間の協議によって十分対応可能と考える。					
佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	2009	2009010	210050	第二次大戦に伴う国の機密情報のうち、開示できるもの見直し	国が所蔵している太平洋戦争開戦時の資料のうち、特に本市に開示する資料を複写し、展示(公開)させてもらいたい。	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行いたい。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しい資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和祈念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招致する。平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争開戦時の資料を重点的に展示し、この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある50数ヶ所に及び戦争遺跡を整備保存し隣接する掩体壕(登録有形文化財)等と一体的に広く公衆の観覧に供する。	第2次大戦に関連した国の資料や軍の資料は、機密扱いされているものが多いと思われる。自治体だけでは、十分な調査、活用ができないので、関係省庁の助力を受けなければならない。平和祈念館、祈念ゾーンの機能が不十分である。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条 戦史資料の公開等についての戦史部と図書館との関係に関する通達第5条	情報公開法に基づき防衛庁が保有する行政文書の開示等を行っている。また、防衛研究所においては防衛研究所図書館が保有する戦史資料の公開を行っている。	8		防衛庁が保有する旧日本軍の文書は、当時の日本軍が機密扱いしていた文書であっても、現在、防衛庁の行政文書として防衛庁の秘密に該当するかどうかで取扱い方法が判断されるものである。一般に、旧日本軍の文書は史料的価値は有するものの、現在もなお防衛庁の秘密に該当するとは考えにくく、機密扱いされているものが多いという指摘は事実確認であると見做す。なお当時の日本軍の文書は、戦史研究のため防衛研究所に一部が保存されているほか、駐屯地・基地の史料館等に所在している可能性が考えられ、いずれも情報公開制度や防衛研究所図書館の閲覧制度等により閲覧等が可能である。				
NPO法人シンクバンク研究所、広島国際大学PFIR研究会	PFIPPP方式の地域統合型新給食システムでの地域活性化策<呉地域モデル>	3055	3055010		呉地域における官制市場の新調理給食サービスの民間開放	1) 文部科学省の学校給食の衛生基準管理、コストダウン、食教育システムの総合開発 2) 厚生労働省の衛生管理、在宅高齢者向け給食システムの衛生管理 3) 内閣府関連：防衛施設の給食サービスの管理。などの事業が総合的に進められるよう管理権限を呉市に委譲し、官制給食サービス市場の開放と統合で、市場の再構築を行い、PFIPPP手法によりSPC設立と民間新調理給食サービス会社の設立を行う。給食サービス事業開始を平成17年度とする。	これまで、前項1)2)3)の分野の官制給食サービス市場は、地域集積があるにもかかわらず行政的には縦割りの制度管理であり、個別の市場形成のため経済効果が少なく、非効率的であった。この官制給食サービス市場の開放と統合と自治体への権限委譲によって、食品衛生管理の精度の向上、新市場の形成、雇用促進、民間投資機会の創出が図れる。さらに、IT教育や在宅高齢者配食システムなど新産業の構築で地域経済の活性化を行う。また、水平展開のモデルプロジェクトとして進めた地域である。	給食の実施に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第54号)	自衛隊は自己完結組織であるため、災害派遣時や有事の際にも自ら食事を整えることが要求されている。このため、隊員自ら調理を行うことができるように、日頃から交代で調理を実施させる必要がある。	3		提案内容(防衛施設局内の食事の呉市への外部委託)について検討し回答された。	3			自衛隊は自己完結組織であるため、災害派遣時や有事の際にも自ら食事を整えることが要求されている。このため、隊員自ら調理を行うことができるように、日頃から交代で調理を実施させる必要がある。	